

○新発田市成年後見制度利用支援事業実施要綱

平成18年3月31日

告示第73号

新発田市成年後見制度利用支援事業実施要綱を次のように定め、平成18年4月1日から実施する。

(目的)

第1条 この要綱は、判断能力が十分でない高齢者、知的障害者及び精神障害者(以下「要支援者」という。)が、民法(明治29年法律第89号)で定める後見、保佐又は補助の制度(以下「成年後見制度」という。)を利用することについて必要な支援を行うことにより、要支援者の権利を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「後見開始の審判等」とは、民法第7条の規定による後見開始の審判、同法第11条の規定による保佐開始の審判、同法第13条第2項の規定による保佐人の同意を要する行為に関する審判、同法第15条の規定による補助開始の審判、同法第17条第1項の規定による補助人の同意を要する行為に関する審判、同法第876条の4第1項の規定による保佐人への代理権付与の審判及び同法第876条の9第1項の規定による補助人への代理権付与の審判をいう。

2 この要綱において「報酬付与の審判」とは、民法第862条の規定による家庭裁判所の審判をいう。

(支援の内容)

第3条 この要綱により行う支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第32条、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第51条の11の2の規定により市長がする審判の請求(以下「審判の請求」という。)
- (2) 審判の請求に要する費用の助成
- (3) 審判の請求又は後見開始の審判等に基づき家庭裁判所が選任した成年後見人、保佐人又は補助人(以下「後見人等」という。)に対する報酬の助成

(対象者)

第3条の2 前条第1号及び第2号の支援の対象となる者は、原則として、市内に住所を有する要支援者とする。ただし、本市内の施設等への入居、入所又は入院に伴って転入した者にあつては、市長が必要と認める者に限る。

2 前条第3号の助成の対象となる者は、審判の請求又は後見開始の審判等により後見人等の選任を受けた要支援者(以下「被後見人等」という。)とする。

(審判の請求の要件等)

第4条 市長は、市内に住所を有する要支援者が次に掲げるすべての事項に該当するときは、審判の請求をすることができる。

- (1) 重度の認知症等により意思能力に乏しく、日常生活を営むのに支障があること又は親族等の虐待若しくは無視を受けていること。
- (2) 介護保険サービスその他の福祉サービスを利用するため成年後見制度の利用が必要と認められること。

(3) 配偶者及び2親等内の親族がいないこと又はこれらの者が民法第7条、第11条又は第15条に規定する請求を行う意思がないこと。

2 市長は、前項に規定する場合において、3親等又は4親等の親族である者で、民法第7条、第11条又は第15条に規定する請求を行うものの存在が明らかであるときは、審判の請求を行わないものとする。

(審判の請求に要する費用)

第5条 前条第1項の審判の請求に要する費用(以下「審判費用」という。)は、次条に定める場合を除き、本市が負担するものとする。

2 市長は、当該審判費用を家庭裁判所に予納するものとする。

第6条 市長は、次の各号のいずれにも該当するときは、前条に規定する審判費用の全部又は一部を、当該要支援者又はその関係者に求償することができる。

(1) 審判費用を当該要支援者又はその関係者の負担とする裁判所の審判があったとき。

(2) 審判費用を当該要支援者又はその関係者が負担すべきであると市長が判断したとき。

(後見人等に対する報酬の助成の要件)

第7条 市長は、後見人等が4親等内の親族以外である場合であって、被後見人等が次の各号のいずれかに該当するときは、後見人等に対する報酬に係る助成金(以下「助成金」という。)を交付することができる。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者

(2) 資産、収入等の状況が次のいずれにも該当する者であって、前号に準ずると認められる者

ア 本人及び本人と生計を一にする世帯員全員が市民税非課税であること。

イ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。

ウ 世帯の年間収入(非課税年金等を含む。)の合計額から後見人等への報酬の額を差し引いた額が、単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。

エ 世帯の預貯金等の額が、単身世帯で100万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。

オ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。

(助成金の額等)

第8条 助成金の額は、月額2万8,000円を限度とする。この場合において、後見人等に対する報酬が助成の限度額に満たないときは、その額を助成金の額とする。

2 助成の対象期間は、報酬付与の審判に係る対象期間とする。ただし、当該報酬対象期間の終期の日から起算して前2年間の範囲とする。

(助成金の交付申請)

第9条 助成金の交付を受けようとする被後見人等又は後見人等(以下「申請者」という。)は、成年後見制度利用支援事業助成申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

(1) 後見人等に対する報酬付与の審判の決定通知書の写し

(2) 家庭裁判所に提出した財産目録の写し

(3) 収入・資産等申告書(別記第2号様式)及び収入・資産等を証する書類

2 前項の規定による申請は、報酬付与の審判があった日から起算して1年以内に行わなければならない。

(助成金の交付決定)

第10条 市長は、前条の申請があったときは、これを審査し、助成金の交付の可否を決定し、成年後見制度利用支援事業助成承認(不承認)通知書(別記第3号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(変更の届出等)

第11条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた申請者(以下「助成決定者」という。)は、次に掲げる事項に該当するときは、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 被後見人等の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 後見人等に辞任、解任等の異動があったとき。
- (3) 後見人等の氏名又は住所に変更があったとき。
- (4) 後見人等に対する報酬の額についての審判があったとき。
- (5) 被後見人等が死亡したとき(届け出る者は後見人等)。

2 市長は、前項の規定による届出があった場合において、助成金を交付しないこととしたとき、又は助成金の額を変更するときは、その旨を当該助成決定者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた助成決定者があるときは、助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別記第1号様式(第9条関係)

(略)

第2号様式(第9条関係)

(略)

第3号様式(第10条関係)

(略)

附 則

この要綱による改正後の報酬の助成に係る規定は、平成30年4月1日以後の活動に対する報酬について適用し、同日前の活動に対する報酬については、なお従前の例による。